

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 25 日

埼玉県公安委員会委員長 佐 藤 久仁恵

埼玉県公安委員会規則第 4 号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 に次のように加える。

|                |                                               |
|----------------|-----------------------------------------------|
| 431 一般国道125号   | 加須市大字北小浜字堂前126番 1 から<br>羽生市大字須影字下戸ノ内100番 1 まで |
| 432 行田市道93467号 | 行田市大字野字八ツ島3475番地 2 から<br>行田市大字野字八ツ島3341番地11まで |
| 433 行田市道93467号 | 行田市大字野字八ツ島3341番地11から<br>行田市大字野字高畑3666番地19まで   |
| 434 行田市道93467号 | 行田市大字野字高畑3666番地19から<br>行田市大字野字高畑3666番地21まで    |
| 435 行田市道93467号 | 行田市大字野字高畑3666番地21から<br>行田市大字野字神殿3741番地 2 まで   |
| 436 行田市道93472号 | 行田市大字野字神殿3741番地 2 から<br>行田市大字野字神殿1584番地20まで   |
| 437 行田市道93471号 | 行田市大字野字神殿1584番地20から<br>行田市大字野字神殿3747番地 8 まで   |
| 438 白岡市道2187号  | 白岡市下大崎字円明66番 5 から<br>白岡市下大崎字下端712番 5 まで       |

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。